

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	藤田 哲哉（19）	<p>1. 地域支え合いボランティアポイント制度導入について</p> <p>令和5年度になり、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類に移行され、各地区のまちづくり活動が再稼働し始めたが、約3年間のコロナ禍での空白がまちづくり活動への参加に大きく影を落としています。一方、富士市地区まちづくり活動推進条例では、地域の課題は地域で解決するという地区まちづくり活動の意義を市民一人一人が認識するとともに、まちづくり協議会と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが重要であるとしています。</p> <p>さらに、現在、富士市の高齢化率は28%を超え、3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしており、3地域で第2層協議体から生まれた住民主体による互助を基本としたちょっとした生活支援をする支えあいセンターを立ち上げ、その対応に取り組んでいる状況です。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市では、平成26年度に高齢者の生活支援・介護の円滑な推進を図ることを目的に富士市生活・介護支援サポーター制度が開始されました。この制度の特徴は、生活・介護支援を実施するとサポーターにポイントが付与され、1ポイントにつき100円を市に請求できる仕組みを取り入れている点です。</p> <p>そこで、今後多くの展開が期待される各地域の生活支援体制整備事業を支える生活支援サポーターに対してのポイント制度導入についてお考えを伺います。</p> <p>(2) 富士市生活・介護支援サポーター制度でのポイント制度は、判こを押すことでポイントを付与していますが、この方法をキャッシュレス決済ポイント還元事業のようなデジタル化に向けて取り組むことについてお考えを伺います。</p> <p>(3) 生活支援体制整備事業では移動支援も対象としていますが、公共交通とのすみ分けを十分理解し運行していくためには、道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様が必要であると考えます。そこで、静岡県内他市では移動支援研究会を立ち上げ、関係部署等が参加し意識の共有や実施可能モデルについて検討し、その後、地域の第2層協議体と連携し移動支援事業を立ち上げていますが、移動支援についてどのようにお考えか伺います。</p> <p>(4) 今年度より社会経済活動が徐々に加速し始め、各地区まちづくり活動も活気を帯びてきました。また、令和4年4月策定の新・富士市まちづくり活動推進計画では、まちづくり活動を「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」と定義しており、行政は地区に寄り添った伴走支援への移行が必要であると示しています。アフターコロナのこの時期、まさに各まちづくり活動に関する地域参画総量を大きく増進</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	藤田 哲哉（19）	<p>させる取組が必要であると考えます。</p> <p>そこで、まちづくり活動に対して参加を促進するためのボランティアポイント制度導入についてお考えを伺います。</p> <p>2. アフターコロナにおける災害・緊急支援情報キット取扱いの再確認について</p> <p>災害・緊急支援情報キットは、身体の状態や重要な医療情報などをコンパクトな容器に収めて、冷蔵庫に保管しておくものです。あらかじめ必要な情報が決められた場所に保管してあれば、災害時や救急などの緊急時に迅速な対応が可能になります。</p> <p>災害・緊急支援情報キットの配付対象者は、災害情報の把握が困難な方、自力で避難することが困難な方、避難生活などで手助けの必要な方（避難行動要支援者）であり、希望する避難行動要支援者が町内会・区に災害・緊急支援情報キットの配付を申請することにより、誰が手助けを必要としているかを地域で把握できることが可能となっています。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市避難行動要支援者支援計画（以下、「支援計画」という。）では、平常時の対策で要配慮者等への普及・啓発が示されていますが、どのように努めているのか伺います。</p> <p>(2) 支援計画災害・緊急支援情報キット配付申請書の前文に「私が届け出た下記の個人情報を、町内会・区、自主防災会、民生委員児童委員、地域の支援者、市役所等に提供することを承諾します。」とあります。この前文の趣旨について町内会長等へはどのように説明しているのか伺います。</p> <p>3. マイナンバーカードを活用した救急業務の展開について</p> <p>令和4年度の富士市の救急活動における救急出動件数は1万622件であり、1日当たり約29件の救急出動が発生し、市民の約24人に1人が救急車を要請していることとなります。傷病者についての情報取得は、災害・緊急支援情報キットのほか、主に口頭による聴取によって行われていますが、搬送者状況を年齢別に見ると65歳以上の高齢者が63%以上であることから、本人が病歴等を失念していたり、家族等も情報を把握していない場合があるようです。</p> <p>現在、総務省消防庁では、マイナンバーカードを活用した救急業務について、オンライン資格確認等システムを基盤とした診療情報等を救急業務で閲覧できる仕組みの検討が始められていると伺っています。</p> <p>そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 現在、富士市立中央病院では救急搬送されてくる傷病者がマイナンバーカードを携帯しており、情報取得に同意を得られた場合にどの程度の情報を取得することが可能か伺います。</p> <p>(2) 救急隊が情報を取得できるまでには、閲覧権限の付与や</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
7	藤田 哲哉（19）	救急隊用のシステム端末等課題は多くありますが、傷病の情報取得困難な場合等を考えると救急隊用の情報閲覧システムの検討は必要不可欠であると思います。全国では令和4年度に6消防本部により実証実験が実施されたと伺っておりますが、今後の展開について伺います。	市長 及び 担当部長